

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	あらかじめ定められた運用方法（指定運用方法）に関する規定の整備	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	確定拠出年金法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input checked="" type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題	
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし			
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり		<input type="checkbox"/> 想定される代替案なし		<input type="checkbox"/> 設定なし	
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		※
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり		<input type="checkbox"/> 設定なし		※	

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の必要性に係る参考情報》

企業型DCの資格を喪失した者（例えば、企業型DCを行っている企業に勤めており、その後、自営業者に転職等）であって、資産の移換の申出を行わない者は、自動移換者となる（移換をしない限り運用の指図は出来ない）が、この自動移換者は、平成25年度末で約43.6万人、資産額は約1000億円にも達している。

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

改正案においては、加入者の同意を得た上で、長期的な観点から望ましい商品において資産が運用され、老後所得の充実が期待できる便益がある一方、事業主にとって、運用商品を選択しない者への催告を行うという費用が生じる。そもそも確定拠出年金法の趣旨が国民の老後所得の充実であることや、事業主は法の趣旨に基づき、掛金拠出に対して税制優遇を受けていること、事業主が行う催告は現状においても行われており、新たに催告の手間が生じるわけではないことを踏まえれば、当該便益は、費用を大きく上回っている。

《代替案との比較に係る補足説明》

代替案においては、加入者が何かしらの商品を選択し、商品を選択しない者がいなくなるという便益がある一方、事業主にとって、継続的に商品選択の催促や、商品選択を強制する措置を行うという費用が生じる。便益の点では、強制されて商品を選択した者が、自身の老後所得の充実にとって適切な商品を選択するとは考えづらく、必ずしも加入者の老後所得の充実につながるか分からないこと、費用の点では、継続的な措置が非常に重い負担になることから、当該便益が費用を大きく上回っているとはいえない。

《レビューを行う時期又は条件に係る補足説明》

今国会に提出した確定拠出年金法等の一部を改正する法律案附則第2条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされており、当該箇所への記載の趣旨としては、「必要があると認めるときに、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」というものである。